

平成28年9月定例会 環境対策特別委員会 (事前)

平成28年9月26日(月)

[委員会の概要]

岩佐委員長

ただいまから、環境対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

○提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

○脱炭素社会の実現への気候変動対策について(資料②)

○徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例案について(資料③)

○脱炭素社会の実現に向けた「新たな削減目標」の設定と施策展開(素案)について(資料④⑤⑥)

○徳島県気候変動適応戦略(仮称)案について(資料⑦⑧⑨)

○瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(案)について(資料⑩⑪)

田尾県民環境部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、9月定例会県議会に提出を予定しております環境対策関係の案件につきまして、御説明申し上げます。私からは、一般会計の総括表及び県民環境部関係につきまして御説明を申し上げ、それ以外の関係につきましては、この後、各所管部局から御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

お手元の説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算についてでございます。一般会計の補正総額は、総括表の補正額の一番下の左から3列目の計欄に記載のとおり、3億8,578万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、43億3,160万8,000円となっております。このうち県民環境部の補正総額は、同表の上から2段目の左から3列目の欄に記載のとおり、678万8,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、10億4,058万2,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

次に、各課別の主要事項につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。環境指導課関係でございます。目名、環境衛生指導費では、高濃度PCB廃棄物の処理促進を図るため、未処理事業者の調査や指導に要する経費などとして、678万8,000円を計上しております。環境指導課の補正後の予算総額は、1億3,738万4,000円となります。

次に、8ページをお開きください。続きまして、その他の議案等の(1)条例案につい

てでございます。今議会におきまして、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を提出することといたしております。この条例については、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定、その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承する必要があることから、新たに制定するものであります。制定の概要及び施行期日につきましては、9ページにかけまして記載のとおりでございます。以上が、今議会に提出を予定いたしております案件でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、この際、二点御報告させていただきます。一点目は、脱炭素社会の実現に向けた取組についてでございます。お手元にお配りいたしております資料1-1を御覧ください。資料が多くて恐縮ですが、気候変動対策につきましては、近年、世界の年平均気温が過去最高を連続して更新するなど、待ったなしの問題となっている一方、昨年12月には、今世紀後半に温室効果ガス排出の実質0を目指すパリ協定が採択され、世界全体が脱炭素社会に向け、第一歩を踏み出したところであり、こうした情勢の変化を踏まえ、本県では、環境首都とくしまとして、気候変動対策の羅針盤となる新たな条例の制定、(2)でございますが、国を上回る、新たな温室効果ガスの削減目標の設定、(3)といたしまして、気候変動に適切に対応する適応戦略の策定を3本の矢とした、脱炭素社会の実現に向けた土台作りに取り組んでいるところであり、これらの取組につきまして、順次御報告をさせていただきます。

まずは、徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例案でございます。先ほどもあらましを御説明申し上げましたが、資料1-2、1枚目の第1章総則の横に書いてありますように、脱炭素社会、気候変動対策、こういった文言を条例の中に掲げますのは全国で初めてでございます。さらに、第2章の所に吹き出しで書いてありますが、条例に基づく適応策の基本方針を定めるのも、全国初の試みでございます。さらに、1枚めくっていただきまして、第3章では、気候変動の緩和に係る対策でございますが、民生部門、家庭や事業ですが、この対策を抜本的に強化しようとする取り組みとしております。さらに、第2節では、再生可能エネルギー等に係る対策、この中で水素エネルギーを条例の中に規定することとしておりまして、これも全国初でございます。さらに、第3節では、森林等による吸収作用の保全等に係る対策を掲げておりまして、森林大県徳島ならではの積極展開を試みることにいたしております。右のページに移りまして、第4章、気候変動への適応に係る対策でございますが、ここでは、(2)の所にありますように、県土保全、水環境・水資源分野などなど、六つの分野におきまして、それぞれ精力的に施策を推進していくこととしてございます。さらに、第5章では、環境教育の推進、次世代を担う若い人たちにも、しっかりとフィールドワーク型環境学習を実践してもらうことが大事だと思っております。さらに、第6章では先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施を盛り込んでいるところでございます。これがこの度の条例の概要でございます。

続きまして、脱炭素社会の実現に向けた「新たな削減目標」の設定と施策展開の素案についてでございます。資料1-3を御覧ください。さきのパリ協定の採択や、国における地球温暖化対策計画の策定を踏まえ、本県においても脱炭素社会の実現に向け、緩和策と

しての取組の加速化を図るため、国を上回る意欲的な温室効果ガスの削減目標を新たに設定することとし、この度、素案を取りまとめたところでございます。新たな削減目標につきましては、国の目標に、徳島県の削減努力を上乘せいたしまして、全国トップ水準となる、2030年度に2013年度比で40パーセント削減を掲げております。資料1-3の2の(2)でございますが、削減目標として、国が2013年度比でマイナス26パーセント、徳島県におきましては2013年度比でマイナス40パーセント、これを目指すということとしております。次に、資料1-4を御覧ください。40パーセントの内訳につきましては、Ⅱの「新たな削減目標」の欄に記載のように、温室効果ガスの排出抑制による分が、国を約3パーセント上回る約26.4パーセント、森林吸収による分が、国を約11パーセント上回る約13.6パーセントとなっております。

また、削減目標の算定につきましては、Ⅳの将来推計及び削減見込の欄を御覧ください。追加的な対策を見込まずに推計した2030年度の現状すう勢ケース排出量から、産業部門など各部門での対策の強化による削減見込量を差し引きし、対策後の排出量としては、2013年度排出量に対し、約26.4パーセント削減することとしております。特に、近年、温室効果ガスの排出量が大幅に増加しております家庭や事業所などの民生部門につきましては、省エネルギー家電や設備の普及促進、エコライフや省エネ行動の推進等の対策により、重点的に取り組んでまいりたいと考えております。詳細につきましては、お手元の資料1-5を御参照いただければと存じます。

今後、県議会での御論議を頂いた後、パブリックコメントや、環境審議会での御意見を踏まえ、削減目標案を取りまとめ、次期定例会に御報告させていただきたいと考えております。

続きまして、徳島県気候変動適応戦略(仮称)案についてでございます。資料1-6を御覧ください。近年、猛暑日や集中豪雨の増加など、気候変動の影響と考えられる現象が現れており、今後、これまで以上に、県民生活に関する幅広い分野での影響が懸念されていることから、気候変動の影響に適切に対応する適応策について、全国に先駆け、気候変動適応戦略として策定するものでございます。

少し概要を資料1-7で御説明させていただきたいと思っております。本戦略におきましては、気候変動の影響によるリスクの低減はもとより、温暖化のピンチをチャンスとして捉え、新たなブランド創出や地域資源の発掘など、影響の効果的な活用も含めた、両面からの適応策を推進するとともに、Ⅱ-5にありますように、戦略を展開する基本的視点としまして、県の政策等に適応の視点を組み込む「適応策」の主流化など、四つの項目を掲げております。また、本戦略ではⅡ-6、対象分野にありますように、県土保全をはじめとする6分野を対象とし、気候変動の現況や将来予測、さらに、影響に対応するための基本施策を各分野ごとに取りまとめております。

さきの6月県議会におきまして、素案を御報告させていただいたところでございますが、その後、県民の皆様方からの御意見をお聞きするため、パブリックコメントを実施するとともに、環境審議会での御意見を踏まえ、資料1-8のとおり戦略案を取りまとめたところでございます。

今後は、県議会での御論議をいただいた後、速やかに適応戦略を決定してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

二点目の御報告でございます。瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(案)についてでございます。お手元の資料2-1を御覧ください。これは、詳細版の2-2を簡素にしたものでございます。この計画は、瀬戸内海を、美しい景観が形成がされていること、生物の多様性・生産性の確保されていることなど、その多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海、いわゆる里海とするための計画でございます。平成28年2月議会において、計画素案について御論議いただき、その後、環境大臣との協議、関係府県との調整を行うとともに、パブリックコメントを通じて、広く県民の皆様からの御意見をお伺いし、瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画(案)を取りまとめたところでございます。

資料2-1の2のところでございますが、現計画におきましては柱となりますのが、①の水質の保全と②の自然景観の保全というところでありましたけれども、変更計画におきましては、例えば、①の所には洋上風力発電、③の所に渦潮の世界遺産登録など県独自の項目を入れますとともに、④にありますように水産資源の持続的な利用の確保といった項目を入れているところでございます。詳細につきましては、お手元の資料2-2を御参照いただければと存じます。今後は、関係部局と連携して、計画の取組状況を点検しながら、里海づくりを推進してまいります。

報告事項は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### 松本農林水産部長

それでは、お手元にお配りしております環境対策特別委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして、御説明を申し上げます。まず、資料の1ページを御覧ください。平成28年度9月補正予算案でございます。歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきまして、補正額欄の3段目に記載のとおり3億7,900万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は25億4,850万9,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。課別主要事項についてでございます。まず、林業戦略課関係でございますが、3段目の造林費におきまして、国の補正予算に対応し、搬出間伐や造林など森林整備を行う経費として3億200万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、5ページを御覧ください。農山漁村振興課関係でございますが、2段目の土地改良費の摘要欄①、中山間地域農村活性化総合整備事業費におきまして、集落の環境基盤整備に要する経費として7,700万円の増額をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 原県土整備部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして、御説明申し上げます。それでは、お手元の委員会説明資料2ページをお開きください。特別会計の歳入歳出予算総括表でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、表の補正額欄に記載しておりますとおり5,050万円の増額をお願いしております。補正後の予算額は11億2,186万7,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記

載してございます。

続いて、6ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございます。水・環境課の流域下水道事業特別会計におきまして、旧吉野川流域下水道の処理場の津波対策に要する経費として5,050万円の増額をお願いしております。

7ページを御覧ください。地方債でございます。流域下水道事業特別会計におきまして、今回の補正に伴い、財源に充てる県債の限度額の変更をお願いするものでございます。

県土整備部関係の説明事項は以上でございます。なお、報告事項につきましては、特にございませぬ。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

#### 達田委員

何点かお尋ねをしたいんですけれども、緊急ということでお尋ねをいたします。毎年この時期に同じようなお尋ねをしてきたんですけれども、今年もまた、鳥獣被害に対する御相談が寄せられまして、本当に、今、深刻な状況なんです。みかんとか柿、それからくりという果樹が、これから正に収穫の時期に入っております、それらが、特に猿によってどんどん被害を受けている、本当に何とかならないだろうかという御相談を何件かから頂いたんです。毎年毎年同じような質問をしているんですけれども、これらの鳥獣被害、鳥獣といいますといのししとか鹿とか猿とか、その他鳥類とか、みかん畑なんかではハクビシンなんかも出てくるというお話なんです。そうした主ないのしし、鹿、猿の被害についてどのように対応してこられたのか。また、いろいろ計画を持っておられたと思うんですけれども、どのように対応してこられたのか、これからどうされていくのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

#### 小椋生活安全課長

ただいま達田委員から、いのしし、鹿、猿を中心とした野生鳥獣の管理のための捕獲目標とその成果、それから、これからどうするのかという御質問かと存じます。

まず、個体数が増加しております鹿、いのしし、猿の状況でございますが、年々生息域が拡大しております。環境省の調査では、25年ごとに調査しているんですが、1978年から2003年で、徳島県の場合は約41万5,000ヘクタールの土地の面積を一辺が5キロメートルのメッシュで204区画にしております、その中で、ニホンジカにつきましては、1978年に120区画であったものが160区画ということで25パーセント生息域が拡大。いのししにつきましては、132区画から177区画ということで22パーセント区域が拡大。それから、猿につきましては、54区画から121区画ということで2.2倍に拡大してきてございました。

そういうことから、防除も大事ですが、個体数を決めて捕獲していくことが大事であろうということで、まず、鹿につきましては、平成13年を第1期としまして、ニホンジカ適

正管理計画を5年ごとに実施しておりまして現在第3期目となっております。それから、いのししにつきましては、平成17年にスタートし、現在3期目をやっております。それから、猿につきましては、平成26年に計画策定を行いまして27年からスタートさせていただいたところでございます。

そして、捕獲の計画と進捗状況でございますが、鹿につきましては、平成24年から28年までの間に、まず、平成24年、25年は各年ごとに年間7,000頭捕ろうと。それから、平成26、27、28年で各6,600頭ほど捕って、3万3,800頭捕獲していこうということで開始をしました。初年は7,000頭に対して7,600頭余りだったんですが、去年は1万2,582頭、4年間で4万873頭ということで、計画の3万3,800頭に対して、進捗でいうと20パーセントほど多く捕っておりますが、まだ今年度も捕獲を続けておりまして、現に被害が出ておることを踏まえますと、捕獲の強化が大事であろうと考えております。

それから、いのししにつきましては、平成24年から年間に6,600頭ほど捕っていこうということで、5年間で3万3,000頭。去年は単年度で8,794頭、4年間で2万9,490頭ということで、進捗でいきますと4年間で89パーセント、また今年の捕獲もありますが、これにつきましても同じように捕獲を強化しているところでございます。

それから、猿につきましては、そもそも狩猟鳥獣でないことになっておりますので、被害を及ぼす猿、加害を及ぼすものにつきまして有害鳥獣として捕獲をしていこうということです。計画を立てた時には、加害を及ぼすものという加害群れが120群れ、そこに生息する個体数としましては約6,000頭ということでした。これを平成35年度までに半減させていこうということで、年間目標を1,000頭水準以上捕っていけば平成35年までには半減できるのではないかとということで、平成27年度の実績は1,696頭となっております。

そして、この管理計画は平成28年度で終了しますことから、今現在、平成29年度から33年度までの個体数調整を盛り込んだ、新たな適正管理計画の策定に向けまして、準備を進めているところでございます。

今後の予定としましては、11月議会の委員会ぐらいには素案を取りまとめまして、また御報告させていただき、御論議を賜りつつ、パブコメなども踏まえながら取りまとめてまいりたいと考えているところです。

#### 谷農村・鳥獣対策担当室長

ただいま生活安全課小椋課長のほうから、生息数、捕獲数、捕獲目標の説明がございましたけれども、捕獲に加えまして、防護対策についても力を入れてまいりたいと考えております。具体的には、侵入防止柵の設置、それから、捕獲おり、猿に関しましては大型捕獲おり等の導入も進めてまいりたいと考えております。これらによりまして鳥獣被害の防止を図り、生産者の皆様が被害の減少を実感できるように進めていきたいと考えております。

#### 達田委員

この猿とかいのしし、鹿、こうした鳥獣被害というのは、広い田園には余りないんです。大体、中山間地が多いわけなんですけれども。中山間地というのは一つ一つの面積が小さい。そして、高齢化をしておりまして、農家の皆さんが鳥獣に向かっていけない、なかなか

か体力がなくて、本当に嘆いておられる。これでは、農業をやる意欲が失せてしまうということで本当に深刻な被害だと思います。

そして、被害額なんですけども、今、お聞きをいたしませんけれども、実際の被害額はもっと多いんじゃないかと思えるんです。と言いますのは、1年中少しずつ少しずついろんな品種を収穫して出荷しておりますので、1軒当たりの収穫が一つの作物については余り多くの量ではないわけです。ですから、その中に数字が入っていないということが非常に多いと思います。ですから、被害額を農家の方一人一人がきちんと申告をされたらもっと多くの被害額になるんじゃないかと思われるんです。

特に、猿につきましては最近始まったということですがけれども、みかん農家の方やくりを出荷されている方、くりのいがいががあるのに、みんな取られてしまったということで非常に困っておられるんです。この大型の捕獲おりとか猿に対する対策、これをもっと広げていく必要があると思うんですけれども、やってみてどのように効果があって、そして、どのように広げていこうとされているのか、お尋ねをしたいと思います。

#### 小椋生活安全課長

今、猿の大型捕獲おり等による捕獲の効果とか今後どう取り組むかという御質問を頂いたかと存じます。

猿の場合はほかの鳥獣と違いまして、まず、非狩猟鳥獣であるということと、群れで行動することから、群れできた場合に、特に果樹とかそういう高価なものを食べられるということがありますので、群れ自身の生息個体数を抑えることによって群れの繁殖力等を抑えるべきであろうと思います。それから、猿の群れがどの時期にどういう作物なり果樹なりを狙うのかという行動を把握しながら、そこにおりを持って行く等の工夫が必要であろうということで、2年間ではございますが、今までに鳴門ですとか阿南とかで、大型の捕獲おりを設置しまして、特に、繁殖力というところで大人の雌猿を中心に捕獲し、殺処分するのはもちろんなんですけども、併せて、1頭ないし2頭にはGPSを設置しまして、その猿がどの時期にどういう作物、それから、どういう行動をしているかという行動特性も把握しながら、捕獲を進めてきたところでもございます。そして、できれば、群れの規模に対して、数を減らすことによって繁殖力を抑えるのはもちろんですし、それから、学術的研究の中では、一つの群れの中で大人の雌猿が20頭を切るようになると今度は群れの維持能力が低下するという話もありますので、今後捕獲をし、生息数も把握しながら、群れの抑制効果が図っていけないかと、そういうところの実証も進めていきながら、その成果を地域の方とか市町村の方にもお示しをして猿対策に取り組んでまいりたいと考えているところです。

#### 達田委員

猿の問題では、農林水産総合技術支援センターニュースの今年の1月でしたかを見ますと、三重県伊賀市で猿の問題はほぼ解決するに至っていると載っていたんです。集落ぐるみで取り組んで成果を上げていますと報告されております。そのためには、相談体制であるとか、集団で集落ぐるみでみんなが頑張っていく体制が必要だと思うんですけども、そのための体制がきちんと県とかにできているのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

#### 谷農村・鳥獣対策担当室長

鳥獣被害を防止するための体制という御質問でございますが、一つは、これまでも、農協の職員さんとか市町村の職員、農業共済の職員の方とかを対象にして、鳥獣被害防止を図るための指導員の養成を図ってまいりました。現在、95名程度養成しております、農家の方からの相談に乗るようになっております。

また、技術的な専門知識を持った職員をこの4月から農林水産政策課のほうに配置いたしまして、御相談等ございましたら集落に派遣し、集落でみんなで前向きに取り組んでいけるようにきめ細やかな御支援をさせていただいているところでございます。

こういったことで、集落の方が決して諦めるのではなく、前向きに鳥獣被害対策に取り組んでいただけるように御支援してまいりたいと思います。

#### 達田委員

是非、強力な取組をお願いしておきたいと思います。

次に、先ほど御説明ありました、脱炭素社会への実現へということで資料を頂きましたので、このことについてお伺いしたいと思います。

この中で、温室効果ガス排出量の削減目標というのを、国を大きく上回る目標を立てられたということで、非常に意欲的な取組ではないかと思うんですけども。この中で、数字を見ますと、森林の吸収率というのを大きく見ている。ということは、森林整備にかなり重点的に力を入れていかなければならないんじゃないかと思うんですけども、現状、そして目標はどうなっているんでしょうか。

#### 市瀬林業戦略課長

森林の整備につきまして御質問いただきました。地球温暖化防止以前に、徳島県につきましては、森林大県といたしまして、これまでに森林の整備につきましても十分進めてきたところでございます。ここで、今回の地球温暖化防止につきましても、13.6パーセントという高い目標を掲げまして、より一層森林の吸収量を高めていくという対策を考えております。

今回の補正予算につきましても3億200万円という要求をさせていただきまして、間伐につきましても約3,000ヘクタール、それから、全体で、森林整備面積といたしましては3,300ヘクタールの整備量、事業量を計画しているところでございます。

目標といたしましては、平成17年からの累計で、平成30年に7万3,000ヘクタールの間伐を目標としており、人工造林につきましても300ヘクタールの目標を持ってございます。

#### 達田委員

森林といいましても、荒れ果てた森林じゃなくて、きちんと整備されている森林ということですね。今、徳島県下で、80パーセント以上が個人がお持ちの森林なわけですね。非常に小さい面積を持っている方ということなんですけども、そういった森林を整備していくというのは、県民の皆さんに御理解いただくということとともに、非常に労力もかかることではないかと思うんですけども、目標はもちろん書いているんで



すから達成できるということでお書きになつとるんでしょうけれども、どのようにして達成していくんでしょうか。

#### 市瀬林業戦略課長

森林整備の目標達成につきましてですが、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、森林所有者につきましては、80パーセントが個人といたしますか、私有林でございます。これは、徳島県の大きな特徴でもございまして、他県に比ばまして非常に私有林が多いという特徴があります。

こうした中で、こういう整備を進めていくためには、どうしても森林所有者の御理解、もしくはやる気を出していただかなければいけないということはもちろんでございますが、これだけではなかなか進まないという一面もございます。現在は、森林組合等によります集約化、いわゆる森林所有者の集まりをつくっていきながら団地化を進める手法、それから、それに伴いまして、境界が分からないであるとか所有者の意向がなかなかそろわないといったものを少なくするために、境界の明確化でありますとか、こういった取組も片方で進めているところでございます。

それ以外に、県としては、市町村とか県自身によりまして、所有をより公有林化するということで進めておりまして、一方では、そういう管理放棄の少ない森林を目指していくということでもあります。これによりまして、この温暖化防止に係りますいわゆる整備率の高い目標をクリアしていきたいと考えております。

#### 達田委員

森林を整備しても整備しても損をするというような状況ですので、なかなか大変な面があるわけです。そこをどうやって整備につなげていくのかという大きな課題があると思うんですけども、これは、是非クリアしていかなければいけない問題だと思いますので、今後、全県民がそういう方向に関心を持っていただくという取組が必要ではないかと思いません。

そこで、こういう大きな目標を立てられましたからには、県が、やりますよと幾ら言ったところで、県民の皆さんの意識がそっちへ向いていなければなかなか実現するものではないと思うんです。目標達成していくと、地球全体の環境をみんな考えていくんだよという意識を醸成するための取組、私はそこが一番大事ではないかと思うんです。産業分野でも頑張ってくださいということですけども、産業を成り立たせているのは人ですから、人の意識というのが一番あって変わっていくんじゃないかと思うんですが、その点、どのように取組をされるんでしょうか。

#### 藤本環境首都課長

今、達田委員のほうから、この40パーセント削減という目標に向けての人材の育成が大事でないかというお話でございました。私どもも、この40パーセントの目標を達成するためには、部長の話にもございましたが、県民総活躍で取り組んでいくということが必要であると考えておりまして、そういう県民運動をけん引していくような人材の育成が不可欠

であるかと考えておるところでございます。

今回、3本の矢ということで提案をさせていただいておりますが、そのうちの羅針盤となるべきこの新たな条例の中で、資料で申し上げますと、資料の1の2の3ページ目の中ほど、第5章の(3)というところで、地域のリーダー育成ということを掲げさせていただいております。ここでは、その地域で活動するリーダーですとか、専門的な知識、経験を有する人材の育成と、また、それらの方々が活動したり、交流したりする場の創出、機会の創出を図っていこうということにしております。

現在、地球温暖化に関しましては地球温暖化防止活動推進員という方々がいらっしゃいまして、いろんな研修等での講師とか出前授業等に行っているということで、県民の皆様幅広く地球温暖化の問題、知識とか、どういうふうに活動したらいいのかというようなレクチャーをしていただいているところでございますが、世間の流れと同じでございますが、この推進員の方々も高齢化をしておりますので、私どもといたしましては、昨年度から、全国的にも珍しい、本県ならではの取組として、県内の4大学、それから1高専の学生さんからなります学生地球温暖化防止活動推進員という制度を設けまして、県内の、これから気候変動の危機に直面するであろう若者の皆さん方に、まずは研修でその知識とかを深めていただくことはもちろん、我々が行います各種の環境イベントに参加をしていただいたり、運営に携わっていただいたりということで環境活動のノウハウの勉強をしていただいております。さらに、今年度におきましては、新たな施策の企画、立案などもお願いしているところでございます。

そういうような取組を通じまして、若い方々に環境意識を持っていただき、また、その方々が大学なりを卒業して、今度、社会に出て会社に入るとかいろんな所で活躍される場において環境の輪を広げていっていただけると信じておりまして、さらには、新たに入学して来る方に、この制度、システムの中に入れていただくというような、環境の輪がどんどん広がっていく取組を進めてまいりたいと考えております。

#### 達田委員

取組に当たって、県民の一人一人が自主的に取り組み、脱炭素社会に向けて取り組んでいく。取り組んでいくというのは、生活そのものが脱炭素社会という生活をして初めて社会全体の効果が上がっていくのではないかなと思うんです。ですから、小さい時からの教育というのはすごく大事になってくると思うんです。頭では分かっているんだけど実行できないというんじゃないかって、行動もできるという、そういう方向に向けた環境教育といいますか、環境学習といいますか、そういうことに是非取り組んでいただきたいなと思います。

それと、もう一つ、25ページにカーボンオフセットの浸透と書かれているんですけども、県内における取組を優先しますということなんですけれども、具体的にどういうものがあるんでしょうか。

#### 藤本環境首都課長

今度はカーボンオフセットに関するお尋ねでございます。カーボンオフセットは、先ほどの森林整備の質問もございましたけれども、県民の皆様が県内の森林整備にお金を出し

ていくという仕組みでございまして、県内の取組をとということは、県内の森林整備にお金が回るようにしていきたいと。同じように、カーボンオフセットで、例えば、カーボンオフセット商品を買うとか、いろんな事業をカーボンオフセット化するというようなことがあるんですけども、その際に、全国どこの森林整備のクレジットも使えるわけなんですけれども、それを、できるだけ県内の森林整備でのクレジットを使うということによって、県内の森林整備を更に進めていこうというような取組でございます。

達田委員

県内の場合は、森林整備にもうほとんど特化するということで理解してよろしいんでしょうか。ほかの事業はなくて森林整備が中心ですと、先ほどの13パーセントを超える森林の吸収率というのを高めるための取組の一端として理解していいんでしょうか。

藤本環境首都課長

カーボンオフセットということ自体につきましては、森林整備に限らず、いろんな企業とかが省エネ活動をしたりとか、新たな省エネ機器を導入することによってCO<sub>2</sub>を削減した部分をクレジット化してそれを売買するというものもございまして、森林整備をすることによってCO<sub>2</sub>を吸収した部分をクレジット化して売買するという、両方の制度がございましてけれども、本県は森林大県でございまして、まずは、森林整備のほうに力を入れていきたいと。

今、県内の中に、もりまも．clubという森林整備系のカーボンオフセットを推進している団体もございまして、私も、先週、その総会にも出させていただきましたけれども、今、県内の森林を整備していこうという機運が高まりつつございまして、そのあたりを支援してまいりたいと考えております。

達田委員

そうしますと、県内の森林整備に関わるいわゆるオフセットプロバイダーというんですか、そういうのが何団体ぐらいあるんですか。

藤本環境首都課長

そうですね。実際、プロバイダーで中に立つコンサル的な業務を行う団体とか企業がございまして。

達田委員

団体等、企業等があるということで、それはそれでいいんですけども。ここで、会議・イベントのカーボンオフセット化と書かれています。多分、県庁の会議とかも、率先してそういうことをされるんじゃないかと思うんですけども、カーボンオフセットをやっているんだからということで、かえってこれが免罪符になってしまわないかという心配があるんですけども、そういうのはどういうふうに図るんでしょうか。

藤本環境首都課長

カーボンオフセットする際におきましては、例えば、会議をカーボンオフセットする場合、まずは、その会議で二酸化炭素が幾ら排出されているかというのを見える化する必要がございます。それをそのままじゃなくて、まず、できる限りの二酸化炭素を今までの会議よりも削減すると。例えば、会議の参加者のコピーを片面を両面にするとか、参加者が車できていたのをできるだけ公共交通機関にするとかいうことで、まずは、その会議自身の二酸化炭素の排出量をできるだけ下げることが第一前提でございます。その前提の下で、どうしても削減し切れない部分というのは出てきますので、その削減し切れない部分をカーボンオフセットとしてクレジット化されているものを購入することによって、森林整備のほうにそのお金が回っていくということですので、免罪符ということではなく、まずはその会議のCO<sub>2</sub>削減を図ってからということが前提になっております。

#### 達田委員

そうしますと、努力した部分がこれだけの削減になりましたよと。できない部分はこれだけでしたよと。そして、カーボンオフセットしたためにこれだけの削減になりましたという、本当にオフセット商品の透明化といいますか、県民が見て、あ、これだけ削減できたんだというのが分かる、分かりやすい状況を作っておかないと、何か、オフセットしたんだからということで、削減に届いていないんじゃないかというような……。間接的なもので目に見えるというものじゃないので、そういうところをきちんとしておくことが大切ではないかと思うんですけれども、それは県民の皆さんにどのように情報提供していくんでしょうか。

#### 藤本環境首都課長

委員おっしゃるように、確かにCO<sub>2</sub>の排出量というのは目に見えないものでございますので、そこはきちんと、もともとどれだけだったのが努力によってどれだけ削減して、それをカーボンオフセットすることによって0になりましたという、見える化といいますか、透明化を、公正を図る意味でも確保していく必要があるかと思っております。

そういうことにつきまして、県民の皆様にご理解をさせていただいて、普通の通常の生活の中でも、自らの、例えば、購入する商品はできるだけカーボンオフセット商品を選ぶとか、いわゆるエシカル消費につながるのだと思いますので、そういうふうなところで各部局とも連携をしながら、県民の皆様には周知、啓発、広報をしてまいりたいというふうに考えております。

#### 達田委員

これからいろんな議論を集めて、そしていいものにしていかなければいけないと思えます。

もう一点、瀬戸内海の水環境保全ということで出ておりますので、ちょっと一点だけお尋ねしておきたいと思いますが、この5ページに、沿岸域の水環境の保全、再生及び創出に、藻場・干潟・砂浜等の保全等ということが出ています。藻場・干潟・自然海岸等については、良好な水環境を回復させる観点から、これまで失われたものの再生と新たな創出に努めるものとする書かれております。今現在、これまで失われたものというのは、ど

ういうものがどれだけ失われているのか。そして、どれだけ再生しなければならないのかという目標があるのかどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

津田環境管理課長

達田委員のほうから、瀬戸内海の実境の保全に関する徳島県計画につきまして、数値についての目標があるのかというような御質問でございます。まず、これは国の基本計画というのがございます。その基本計画に基づきまして、瀬戸内海に関係します13府県が府県計画を作っていくということになっております。

この府県計画の中には、京都でありますとか奈良のような、そもそも瀬戸内海に面していないような所も含めております。そのような中で県計画というのを策定するという状況でございます。まず、良好な環境を維持することにつきましては、徳島県公共事業環境配慮指針等がございまして、失われたものについては回復するというようなことでございます。特に、具体の今の現状で言いますと、例えば干潟でございますと、昭和53年、瀬戸内海全体で1万2,548ヘクタール中徳島県が183ヘクタールございました。それが、平成18年では、1万1,943ヘクタール中192ヘクタールということで、微増ではございますが、昭和53年から平成18年までで増えており、徳島県としましては、環境配慮の中で、ほぼ横ばいの形で推進している状況でございます。

達田委員

時間がないので詳しくお聞きできないんですけども、この計画そのものを推進していく体制というのは、県でちゃんと組まれるんでしょうか。

津田環境管理課長

体制というんですか、まず、この計画なんですけれども。県計画の期間につきましては、10年増やすのをめどにしまして5年ごとの見直しということになっております。この5年ごとの見直しにつきまして、今現在、徳島県には行動計画等がございまして。そのような行動計画を基に、各関係部局との調整によりまして、今の進捗状況、あるいは新たな目標数値をどうするかということで、個別協議という形で、今現在、考えておる状況でございます。

達田委員

一番最後に、第4、計画の点検というところでいろんな項目が出されているんですけども、計画を出されるに当たって、今現在どうなっているのかという数字はきちんと出しておくべきではないかと思うんです。今平成28年度、調査したのが1年前、2年前のものもあるかも分かりませんが、一番近い数字での現状というのをきちんと出した上でこれから先どうなっていくのかという、どうしようとしているのかという、それは資料としてきちんと出しておくべきだと思うんですけども。これは、項目が挙がっているだけで具体的な数字というのが全然ないんですけども。いかがなんでしょうか。

津田環境管理課長

今、こちらのほうの最終的な点検につきまして、数値を出しておくべきでないかということでございます。

まず、これの出し方で、基本計画というのが国にございまして、この国の基本計画に基づきまして各府県計画ということになっておりまして、国の基本計画の中にも、特に、現状の数値はございません。それと、この計画自身が、各府県が横並びという意識でやっているようなところもございます。そういうような中で、こちらとしては特に数値の目標は書いておりませんが、そもそも、これ自身が行動計画とほぼ似ている状況でございますので、行動計画のほうで検証できております。

また、今後につきましては、見直し時等につきましての課題という形にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

#### 達田委員

脱炭素社会に関しましては、国に先駆けて大きな目標を掲げました。この瀬戸内海に関しては、国の方針よりなかなか上へ行けないというようなことが、あるかも分かりませんが、瀬戸内海に面している一つの県として率先した取組が求められると思うんです。ですから、上流から下流へ、森は海の恋人とか言われて、そういう取組を先進的にやっているところも次々とございます。そういう観点で徳島県が先進的な取組を進めていただけるように、是非、お願ひしたいと思います。

#### 黒崎委員

通告はしておりませんが、瀬戸内海の実境の保全に関する徳島県の計画案というのが出てまいりましたので、それについて、一点、二点、最後、お尋ねしたいと思います。

これ、国の瀬戸内法が改正されたということで、県計画は新たな環境の保全という位置付けで作られてるんですね。まず、それからお伺ひしたいと思います。

#### 津田環境管理課長

まずは、理念的なもので説明させていただきたいと思っております。この瀬戸内海の実境の保全に関する徳島県計画策定に当たりまして、高度成長期には、非常に工業が盛んでありました。その時に、瀬戸内海は瀕死の海と呼ばれたということでございました。そのようなひん死の海を美しい海に戻そうという理念に基づきまして、昭和48年に、瀬戸内海環境保全臨時措置法という、瀬戸内海環境保全の今の法律の前身なんですけども、臨時法という形でできました。それが昭和53年に恒久法という形になったわけなんですけども。

この法律なんですけども、先ほども説明させていただいたんですけど、まず、国が基本計画を策定します。その基本計画に基づきまして、瀬戸内海に関係します13府県が府県計画を策定します。国のほうは、従来、水質保全、自然環境の保全と、この2点が基本的な項目でございました。今回、昨年2月に国の基本計画が大きく変更になりまして、沿岸域の実境の保全とか再生、あるいは、水質の保全に加えまして、管理といった項目も追加されております。また、自然環境でありますとか文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の保全という、この4本の柱で策定することになります。

県としましては、これに、基盤となる施策の推進を加えまして、五つの柱でやっております。

ます。今現在は、瀬戸内海は非常にきれいな海となっておりますけれども、その一方で、漁獲量の減少でありますとか、ノリやワカメの色落ちなど新たな課題に直面しております。そのような現状を把握し、また、瀬戸内海を生物多様性でありますとか生産性が確保された豊かな海という形で、我々も里海というような言葉で言うておりますけど、人の手が加わることによりまして瀬戸内海を豊かな海にしていきたいと考えております。

#### 黒崎委員

昭和48年に臨時法ができたということでございまして、私、鳴門市に住んでおりまして、岡田副委員長もそうなんですけど、大変厳しい法律だったように思います。県民も国民も、皆さんが努力なさってやっと瀬戸内海がきれいになったというふうに私も思っているんです。これは、ここまで良くなった環境を守っていこうと、維持していこうというスタンスと捉えてよろしいのでしょうか。

#### 津田環境管理課長

まず、きれいな海を守るというのは、我々のスタンスとしては変わっておりません。ただ、水清きに魚住まずという例えもございまして、一方では、水質が浄化された反動とも言われておるんですけれども、非常に漁獲量が減少したとか、ノリ、ワカメの色落ちという新たな問題がございまして。それらの中で、要するに、水質保全というのは従来どおりしておるわけなんですけれども、保全した数値目標が、瀬戸内海のCODとありますが、リン、窒素につきましては数値目標というのがあります。その数値目標は確保した上で、今現在、その範囲内で管理運転などを行うことによりまして、窒素、リンについての栄養塩を魚が住みやすい範囲に戻すということで、今現在、検討を加えている状況でございまして。あくまで水をきれいにすると。

#### 黒崎委員

お立場的に、水をきれいにしていくなると、それは絶対必要だと思います。私もそう思います。

太平洋と違うところは、瀬戸内海という区切られた、囲まれた水域の話ですから、人の生活の影響を非常に受けやすいんだろうと思うんです。一方、藻場がどんどん、どんどんなくなりつつあると。かつて藻場があったところがほとんど砂場になってしまって、なくなっていると。

ところが、最近、ウチノ海公園のあたりに行きますと、結構、藻場ができ始めると。その反面、鳴門わかめ、あるいはスジアオノリ、この辺の色がどんどん落ちてしまって、従来より品質が悪くなったらいかんという努力を、今日水産振興課は出とんか出ていないか分かりますけど、今、水産研究所でも一生懸命やられているように聞いております。

そんな中で、例えば、鳴門わかめの養殖の技術も、どんどん努力なさってきているんですが、環境というクリアせないかん部分が非常に大きかったので、例えば、いろんな手法を検討していくというところに制約があったように思うんですが、そういう部分についてはどうなんでしょうか。いろんな品質の向上についてのチャレンジというのはやりやすく

なってくるのでしょうか、どうなのでしょう。

来島水産振興課長

ただいま、黒崎委員から、豊かな海にするという動きを受けて、水産振興の立場でどう  
いう改善点なり変更点なりがあったのかという御質問を頂きました。

委員がおっしゃるように、瀬戸内海、徳島におきましては、ワカメ及びスジアオノリ等  
の海藻類の養殖が非常に盛んに行われております。また、御指摘のように、近年、高水温  
化や栄養塩の低下によりまして、色落ちとか品質の低下ということが非常に懸念されてい  
るところでございます。

水産振興の立場で、当面取り組んでおります内容といたしましては、一つは、そういっ  
た県内の栄養塩の状況を、漁期中に調査をいたしまして、栄養塩が低下して色落ちが出や  
すい時期の出荷をしないようにしようということで、出荷の製品の価格、産物の価格の低  
下を抑えるということがございます。

それと、もう一方では、そういった栄養が不足しているということもございますので、  
水産研究課で新たな施肥技術の開発等にも取り組んでいるところでございます。

それに加えて、今年度からは、県土整備部の旧吉野川の浄化センターの御協力を頂  
いて、そういった栄養塩の調整をやっていただく管理運転の動きもやっていただいている  
という状況でございます。

黒崎委員

大体イメージは分かりました。ありがとうございます。人間が住む以上、自然環境の中  
で人間がどううまく生きていくか、どう経済活動していくかということだと思いますので、  
十分に環境保全の上で経済活動がしっかり成り立つようお願いを申し上げて質問を終わ  
ります。

岩佐委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

以上で質疑を終わります。

これをもって環境対策特別委員会を閉会いたします。(11時37分)